

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更 (道路維持課) 三三^{ページ}
 道路の供用開始 (同) 三三

内水面漁場管理委員会告示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会) 三四

第五種共同漁業権の免許に係る平成二十七年魚種別増殖方法及び指示数量 (同) 三五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 三八

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 三八

指定管理者の指定 (自然環境保全課) 三八

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧 (建築指導課) 三九

土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 三九

告 示

岐阜県告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	下石原線 笠原市之倉	多治見市笠原町字梅平四 一〇六番七地先から 同市同町字同 一〇六番三地先まで	前 後	二一・〇 二二・六 (一・六)	一一・五 一一・五	

岐阜県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の年月日又は告示の年月日)
一般国道	三百六十五号	大垣市上石津町牧田字上野二二六六番一	地先から	九六〇	平成二七・一・三〇	平成二七・一・三〇 平成二七・一・二六
		同市同	町同			
		八七四番	一			
		地先まで				

岐阜県告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の年月日又は告示の年月日)
県道	南濃線	大垣市上石津町牧田字上野二	一一三番地先から	一〇五〇	平成二七・一・三〇	平成二七・一・三〇 平成二七・一・三三
		同市同	町同			
		一〇四番地	先まで			

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示したので告示する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

一 指示の内容

(一) 持出しの禁止

公共水面において、コイ(マゴイ及びニシキゴイ)がコイヘルペスウイルス病にかかっているかその疑いがある場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、当該公共水面の水系からコイを持ち出ししてはならない。

なお、当該公共水面の範囲は、三で示すとおりとする。ただし、同一水系であっても急流、滝、堰等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。また、三で示す範囲は、別途岐阜県ホームページにおいて公表する。

(二) 放流等の制限

PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで

三 コイの持出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川水系及びこれに接続する水路・ため池(ただし、徳山ダム及び一ノ瀬ダムから上流の水域を除く。)

- (二) 長良川水系及びこれに接続する水路・ため池（ただし、阿多木ダムから上流の水域を除く。）
- (三) 木曾川水系及びこれに接続する水路・ため池（ただし、佐見川、岩屋ダムから上流の馬瀬川、東上田ダムから上流の飛騨川及びこれらの支流を除く。）
- (四) 神通川水系宮川及びこれに接続する水路・ため池（ただし、下小鳥ダムから上流の小鳥川及びその支流を除く。）
- (五) 庄川水系及びこれに接続する水路・ため池（ただし、鳩谷ダムから上流の庄川及びその支流を除く。）
- (六) 石徹白川及びこれに接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成二十七年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

平成二十七年一月二十日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 酒 向 貞 夫

平成27年魚種別増殖方法及び指示数量

漁業種番号	漁業協同組合名	増殖方法										人工化					産卵場造成(箇所)				
		あゆ	あまご、やまめ	銀毛型あまご	にじます	いわな	ふな	うなぎ	なます	もくずかに(尾)	あゆ卵	わかさぎ卵	うぐい、おいかわ	もろこ	あじめどじょう	かじか	よしのぼり				
内第3号 共号	海津市					340	60	30					3								
内第4号 共号	海津市					60	40	10					2								
内第5号 共号	養老郡、海津市			175		920	130	40					3								
内第6号 共号	西濃水産	1,200		80		1,210	95	100	2,500				6								
内第7号 共号	牧田川	250	70		10		10						3								
内第8号 共号	根尾川筋	5,616	744		5	40							5								
内第9号 共号	岐阜県揖斐川中部	1,800	247				30						4								
内第10号 共号	揖斐川久瀬	180	70		5	5	5						3								

内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数		内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数
		共 計	共 計												
共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計
内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数	内 部 員 数
共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計	共 計

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 C & H
- 三 代表 者 の 氏 名 黒田 兼弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野東一丁目一六番一四号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、手助けを必要としている高齢者に対して、在宅福祉サービスの提供に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 阿木ふるさと福祉村
- 三 代表 者 の 氏 名 前田 勝彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市阿木三三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して福祉・健康・医療などを中心とするネットワークをつくり、生活支援サービスに関する事業を行い、地域社会における「福祉コミュニティ」の形成に寄与することを目的とする。

指定管理者の指定

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号）第十三条の規定により公示する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体

高山市丹生川町坊方二一九番地一
乗鞍国際観光株式会社

代表者 洞口 良三

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更の縦覧

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしますので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度

2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度

4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の

高さの限度

5 法別表第三五の項(ロ)の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの

限度

二 区域区分の変更を行う市

関市

三 区域区分の変更を行う土地の区域

計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所

岐阜県都市建築部建築指導課及び関市建設部都市計画課

五 縦覧期間

平成二十七年一月二十日から同年二月三日まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住 所

栗原土地改良区 平成二六・二・三 理事 水野 専次 不破郡垂井町栗原一四六二番地の一

同 同 同 多賀 秀明 同 一九〇八番地の一

同 同 同 古川 英治 同 一五二二番地の一

同 同 同 多賀 力夫 同 一八〇番地の一

同 同 同 栗田 勇吾 同 一六〇四番地

同 同 同 久保田 幸博 同 五番地

同 同 同 富田 好美 同 六一番地の一

同 同 同 西脇 孝雄 同 二一八番地

同 同 同 栗田 恒 同 一八九三番地の一

同 同 同 多賀 善基 同 一九二二番地の一

同 同 同 水野 孝一 同 一八九一番地

同 同 同 栗田 護 同 一八四六番地

同 同 同 栗田 増美 同 一六二三番地の一

同 同 同 栗田 義則 同 一六三八番地

同 同 同 清水 好文 同 一六三八番地

同 同 同 清水 好文 同 五八番地二

同 同 同 大垣市古知丸三丁目

同 同 同 五八番地二

就任した役員

栗原土地改良区	平成 二六・三・三	就任年月日	役名	氏名	住所
同	同	同	理事	水野専次	不破郡垂井町栗原一四六二番地の二
同	同	同	同	多賀秀明	一八〇八番地の二
同	同	同	同	古川英治	一五二二番地の二
同	同	同	同	多賀力夫	一八〇番地の二
同	同	同	同	栗田勇吾	一六〇四番地
同	同	同	同	久保田幸博	五番地
同	同	同	同	富田好美	六二番地の二
同	同	同	同	西脇孝雄	二二八番地
同	同	同	同	栗田恒	一八九三番地の三
同	同	同	同	多賀善基	一九二二番地の二
同	同	同	同	水野孝一	一八九一番地
同	同	同	同	栗田増美	一八四六番地
同	同	同	同	栗田義則	一六三三番地の二
同	同	同	同	栗田義則	一六三八番地

同	同	同	同	清水好文	大垣市古知丸三丁目 五八番地二
同	同	同	同	水野裕人	不破郡垂井町栗原一五七一番地の二
同	同	同	同	水野隆生	一五三四番地
同	同	同	同	水野芳雄	一六七〇番地の二
同	同	同	同	笠原二三幸	七六九番地の二
同	同	同	同	水野幸男	七四六番地の二
同	同	同	同	西脇博史	二二二番地の二
同	同	同	同	多賀英司	一九〇七番地
同	同	同	同	栗田幹男	七六三番地
同	同	同	同	角田寛	六七三番地の二

平成二十七年一月二十日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社